

令和6年12月24日
滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
公文書等管理部会

廃棄予定文書に係る歴史公文書該当性について（意見）

滋賀県公文書等の管理に関する条例第8条第3項に基づき、廃棄予定文書に係る歴史公文書該当性について下記のとおり意見する。

記

1 経過

- ・滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づき、保存期間が満了したファイル等について、実施機関（原課）が一次選別を行い、公文書館が二次選別を行った。
- ・令和6年10月8日、当審議会に対し、保存期間が満了したファイル等のリストならびに一次選別および二次選別結果が提出された。
- ・当該リストに基づき、当審議会の各委員から一次選別および二次選別結果について、質問、意見等を提出した。
- ・令和6年12月24日、当審議会において、各委員からの質問、意見等に対する説明を受け、当審議会として歴史公文書等に該当し、移管すべきとするファイルを別紙のとおりとした。

2 意見

- (1) 一次選別および二次選別結果で移管とされたものに加え、別紙のファイルを公文書館に移管すべきである。
- (2) 上記の選別結果については、滋賀県文書管理規程（平成17年滋賀県訓令第14号）別表第4「保存期間満了後の措置の基準」に基づいて適正に判断されたものと認められるが、同種のファイルについて所属ごとに判断が異なるのがみられたため、今後は可能な限り判断基準を統一することが望ましい。
- (3) 保存期間が満了した文書の歴史公文書該当性を適切に検討する前提として、実施機関においては、今後、より内容を把握しやすいファイル名を付与するとともに、滋賀県文書管理規程に基づいて適切な保存期間を設定し、また、使用の実態がないファイルについては文書管理システムから削除するよう努められたい。
- (4) 歴史公文書該当性の判断に当たっては、事業を知悉する実施機関の関与が欠かせないことから、歴史公文書の考え方等について実施機関の職員に研修を行うこと等により、レコードスケジュールおよび一次選別の精度の向上に努められたい。